

議第101号

平成30年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 938,095千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成31年 3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 20,615	△ 千円 5,727	千円 14,888
	1 繰越金	20,615	△ 5,727	14,888
2 諸収入		1,064,285	△ 932,368	131,917
	2 貸付金元利収入	1,064,268	△ 932,368	131,900
歳入合計		1,084,900	△ 938,095	146,805

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工観光労働費		千円 17,632	△ 千円 13,625	千円 4,007
	1 中小企業支援資金貸付事業費	17,632	△ 13,625	4,007
2 公債費		1,064,268	△ 924,470	139,798
	1 公債費	1,064,268	△ 924,470	139,798
歳出合計		1,084,900	△ 938,095	146,805